

第2号議案

九段下事務所 原状回復工事の実施及び有形固定資産の除却について (案)

住友不動産(株)との定期建物賃貸借契約に基づき、九段下事務所の原状回復工事および有形固定資産の除却を以下の通り行う。

1. 九段下事務所(住友不動産九段下ビル)の原状回復工事について

(1) 委託先

平成26年5月20日に住友不動産(株)と締結した定期建物賃貸借契約第21条に基づき、住友不動産(株)と契約を締結する。

(2) 工事内容

別紙1のとおり

(3) 工事費用

別紙2のとおり

(4) 工事期間

平成28年2月1日～平成28年2月29日

(5) 契約手続き

住友不動産(株)の指定様式(別紙3)により実施する。

(6) その他

賃貸借期間：平成26年7月1日～平成28年2月29日まで

2. 有形固定資産の除却について

不要となった固定資産(別紙5)を除却する。

以 上

【添付資料】

別紙1：九段下事務所 原状回復工事内容

別紙2：九段下事務所 原状回復工事費用

別紙3：注文書および注文請書(住友不動産指定書式)

別紙4：定期建物賃貸借契約書(写)

別紙5：九段下事務所固定資産一覧